

事前審査型一般競争入札公告共通事項 -共同企業体-

1 入札に参加する者に必要な資格

今治市建設工事共同企業体事務取扱要綱(平成17年今治市要綱第93号)第2条第2号に規定する特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)として、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、当該工事に係る入札参加資格の確認を受けた者とする。

ただし、共同企業体の代表者「親」及び代表者以外の者「子」(以下「構成員」という。)について要件が異なる場合は、事前審査型一般競争入札公告個別事項-共同企業体-(以下「個別事項」という。)の表中において要件を指定するものとし、特に指定がないものは、全ての構成員に必要な要件とする。

- (1) 共同企業体の方式は、個別事項の表中「共同企業体の方式」に掲げる方式とし、自主的に結成するものとする。
- (2) 共同企業体の構成員の数は、個別事項の表中「構成員の数」に掲げる数とする。なお、当該工事について、他の共同企業体の構成員となることはできないものとする。
- (3) 構成員の出資比率は、個別事項の表中「構成員の出資比率」に掲げる比率以上とする。なお、代表者は、構成員のうち出資比率が最大の者とする。
- (4) 共同企業体の構成員は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

イ 公告日から落札決定の間において、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づく営業停止処分又は今治市建設工事指名停止措置要綱(平成17年今治市要綱第18号)に基づく指名停止措置を受けている期間がない者。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者及び別に定める手続に基づく競争入札参加資格の認定確認を受けた者を除く。)

エ 今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱(平成17年今治市要綱第92号)に基づき一般競争(指名競争)入札参加資格者として登録されている者。

オ 今治市暴力団排除条例(平成22年今治市条例第50号)第2条第1号から第3号の規定に該当しない者。

カ 入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間、又は当該共同企業体の構成員との間に、資本関係(親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。)と子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。)又は人的関係(一方の会社の役員が、他方の会社の役員、又は管財人を現に兼ねている場合。)がない者。

- キ 公告日から入札書受付期間終了までの間において、今治市建設工事低価格入札者排除措置要領(平成27年今治市要領)に基づく排除措置を受けている期間がない者。
- ク 開札日から起算して過去2年間に竣工した本市発注の工事のうち、個別事項の表中「許可業種」に掲げる業種に係る工事で、65点未満の工事成績評定点を受けていない者。
- ケ 個別事項の表中「許可業種」に掲げる業種について、法第3条第1項の規定による個別事項の表中「許可区分」に掲げる区分の許可を受けている者であり、かつ、個別事項の表中「本店、支店、営業所等所在地」に掲げる地域に、個別事項の表中「本店、支店、営業所等区分」に掲げる本店等(許可を受けているものに限る。)を有する者。
- コ 法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査(その審査の基準日が開札日から起算して過去1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。)の結果通知書の総合評定値が、個別事項の表中「建設工事の種別」に掲げる種別において、個別事項の表中「総合評定値(経審)」に掲げる点数以上の者。
- サ 個別事項の表中「格付業種」に掲げる業種について、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱に基づく格付が、個別事項の表中「格付等級」及び「その他(格付)」に掲げる要件を満たす者。
- シ 開札日から起算して過去15年間に、個別事項の表中「工事の種類等」に掲げる施工実績を有する者。(共同企業体の構成員としての実績は、個別事項の表中「出資比率等」に掲げる比率以上の場合のものに限る。)

2 入札参加資格確認申請に関する事項

この入札に参加を希望する者は、下記のとおり特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ア 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書
- イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- ウ 一般競争入札参加資格等確認資料(添付書類を含む。)
- エ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者は、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し
- オ その他、個別事項の表中「その他」に掲げる資料等

(2) 電子入札システム利用者登録

(1)に掲げる提出書類は、共同企業体の代表者となろうとする者が、今治市建設工事等電子入札運用基準(以下「電子入札運用基準」という。)に定義する電子入札システムに利用者登録を行った上で提出しなければならない。なお、電子入札に使用できるICカードは、共同企業体の代表者のICカードとする。

(3) 提出書類の提出期限及び提出方法

ア 提出期限

個別事項の表中「入札参加資格確認申請書類の提出期間(参加申請書受付日時)」に掲げる期間

イ 提出方法

電子入札システムにより提出すること。

(4) 入札参加資格の確認結果

個別事項の表中「入札参加資格確認の予定日時(確認通知書発行日時)」に掲げる日時に電子入札システムにより通知する。

(5) 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認において、入札参加資格を認められた者であっても、入札日までに「1 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該入札に参加できないものとする。

3 設計図書等の閲覧、質問及び回答について

(1) 設計図書等の閲覧

個別事項の表中「設計図書等の閲覧期間」に掲げる期間中、電子入札システムに掲載する。

(2) 設計図書等の質問

設計図書等の質問は、電子入札システムにより、個別事項の表中「設計図書等質問提出期間」に掲げる期間内に提出するものとする。また今治市一般競争入札実施要領(平成17年今治市要領。以下、「入札実施要領」という。)に規定する設計図書等質問回答書(別記様式第3号)により、同期間内に文書持参又はファクシミリにて今治市総務部総務政策局契約課まで提出することもできるものとする。(ファクシミリの場合は、後日原本の提出は不要。)

(3) 設計図書等の質問に対する回答

設計図書等の質問に対する回答は、準備が出来次第公表するものとし、個別事項の表中「質問に対する回答の公表期間最終日」に掲げる日まで入札情報公開システムにより公表する。

4 現場説明会

現場説明会は行わないものとする。

5 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札の期間

個別事項の表中「入札期間(入札書受付予定日時)」に掲げる期間

(2) 開札の日時

個別事項の表中「開札日時(予定)」に掲げる日時

(3) 開札の場所

今治市役所第1別館8階入札室

(4) 予定価格の公表

予定価格は、個別事項の表中「予定価格」に掲げる金額とする。(金額は、消費税及び地方消費税を除く。)

(5) 低入札価格調査について

本件入札は、今治市低入札価格調査実施要領(平成18年今治市要領)の規定による低入札価格調査(以下「低入札価格調査」という。)の対象とする。

(6) 入札書の提出方法

電子入札システムにより、入札金額及びくじ番号を入力の上、提出すること。ただし、電子入札運用基準の規定により紙入札を認められた場合は、紙媒体にて提出することができる。

(7) 入札方法等

ア 入札回数は、1回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札時の立ち会い

入札参加者で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

6 工事費内訳書

(1) 入札に際し、入札書と同時に入札書に記載する入札金額と一致した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

(2) 工事費内訳書の合計金額は、端数処理は認めるが、値引きは認めないものとする。

(3) 工事費内訳書の様式は、入札情報公開システムに掲載するものとする。

7 落札者の決定方法

- (1) 開札終了後、工事費内訳書の審査を行うため、落札者の決定を保留し、後日落札者を決定する旨を通知するものとする。
- (2) 落札となるべき金額で応札した者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- (3) 落札候補者が低入札価格調査の対象者であるときは、低入札価格調査を行った上で落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより落札者の決定の通知を行うものとする。なお、低入札価格調査の対象者となった者が、調査の結果、失格となった場合は、速やかにその者に対し失格の通知を行うものとする。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金については、免除するものとする。
- (2) 契約保証金については、契約金額の10分の1以上とする。ただし、有価証券の提供又は前払保証事業会社若しくは金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険証券を寄託し、又は公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、低入札価格調査に係る契約にあつては、契約金額の10分の3以上とする。

9 配置予定技術者等

- (1) 建設業法及び「今治市が発注する工事にかかる現場代理人、主任技術者、監理技術者の取扱いについて」に基づき、現場代理人及び、監理技術者又は主任技術者を配置すること。ただし、開札日から起算して過去2年間に竣工した本市発注の工事のうち、個別事項の表中「許可業種」に掲げる業種に係る工事で、工事成績評定点が65点未満の工事に従事した現場代理人及び、監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。
- (2) 低入札価格調査対象者が落札者となった場合は、今治市低入札価格調査実施要領第15条第1項第3号に基づき監理技術者又は主任技術者を配置すること。

10 支払の条件

- (1) 前金払
有 個別事項の表中「前金払」に掲げる金額を請求することができる。
- (2) 中間前金払
有 個別事項の表中「前金払」に掲げる金額を請求することができる。ただし、部分払の支払いを受けた場合は、中間前金払を請求することはできない。

(3) 部分払

有 個別事項の表中「部分払」に掲げる内容で請求することができる。ただし、中間前金払の支払いを受けた場合は、部分払を請求することはできない。

11 入札の無効等

入札参加資格のない者がした入札及び2(1)の提出書類に虚偽の記載を行った者がした入札並びに今治市契約規則(平成17年今治市規則第63号)、入札実施要領、電子入札運用基準及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の成立要件

本工事の請負契約は、今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年1月16日条例第53号)第2条の規定による今治市議会の議決を要する案件であるため、契約締結については、今治市契約規則第55条の規定により仮契約を締結し、議会の議決後に本契約を締結するものとする。なお、この契約が議会の議決を得られなかった場合、本市はこの契約を締結しないものとし、又、本市はこの件に関しての一切の責任を負わないものとする。

14 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が「1 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約(仮契約、本契約)を締結しないことがある。

15 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、今治市契約規則、その他市の規定、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

16 その他

- (1) 本案件は、電子入札システムを使用して事前審査型一般競争入札に係る手続を行うものであり、公告に定めのない事項については、今治市契約規則、入札実施要領及び電子入札運用基準等の規定によるものとする。

- (2) 消費税率については、引渡し時点における消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。

17 問合先

愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

今治市庁舎第2別館7階

今治市総務部総務政策局契約課工事契約係

TEL (0898)36-1559(直通)

FAX (0898)32-5284(直通)